

「新規公開株式の契約締結前交付書面」新旧対照表

改訂日：平成28年1月30日（下線部分変更）

新	旧
<p><u>金融商品取引契約に関する租税の概要</u></p> <p><u>新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません。</u></p> <p><u>なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。</u></p> <p>個人のお客様に対する<u>上場株式の課税</u>は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none">• <u>上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。</u>• <u>上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。</u>• <u>上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。</u> <p>法人のお客様に対する<u>上場株式の課税</u>は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none">• <u>上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u> <p>なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>	<p><u>金融商品取引契約に関する租税の概要</u></p> <p><u>個人のお客様に対する課税は、以下によります。</u></p> <ul style="list-style-type: none">• <u>新規公開株式の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。</u>• <u>新規公開株式の配当金は、原則として、配当所得となります。</u> <p>法人のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none">• <u>新規公開株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u> <p>なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>

以 上